

東京都内水面漁場管理委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、漁業権の行使の制限について、次のとおり指示する。

平成27年8月3日

東京都内水面漁場管理委員会 会長 井草利久

(漁業権の行使の制限)

- 1 内共第13号及び内共第14号による第一種共同漁業の免許を受けた者は、当該免許の漁場の区域における遊漁者によるしじみの採捕を拒んではならない。

(指示の有効期間)

- 2 この指示の有効期間は、平成27年9月1日から平成28年8月31日までとする。